

公費解体制度について

糸魚川市

1 制度の概要

令和 6 年能登半島地震により被災した家屋等について、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止を図るため、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行うもので、市が費用を全額負担します。

2 対象となる家屋等の要件

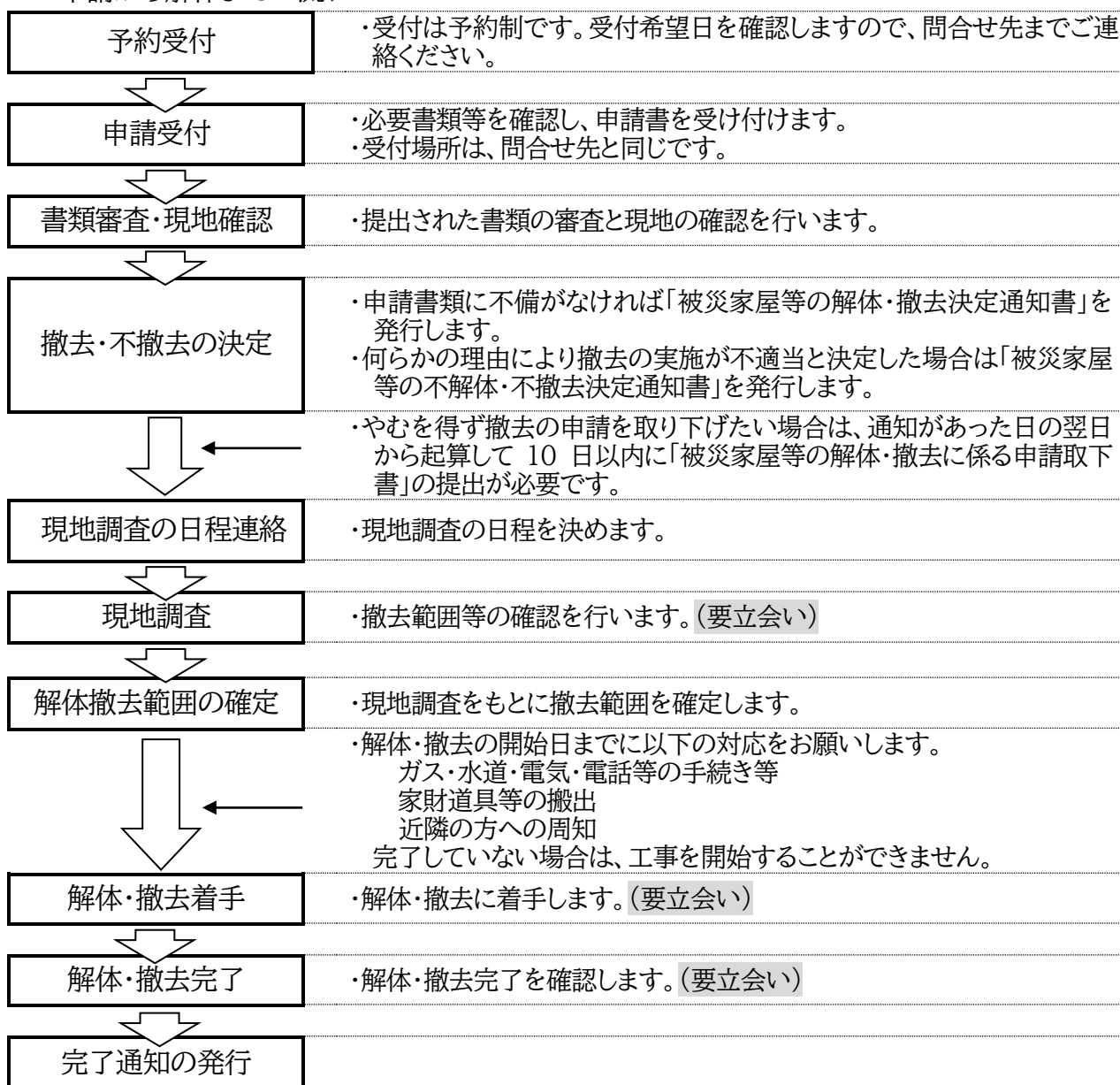
次の要件を全て満たすこと。

- 罹災証明書で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と認定された家屋等
- 被災家屋等の全部を解体・撤去すること。

3 対象の範囲

対象	対象外
<p>※被災家屋と一体で解体すること</p> <ul style="list-style-type: none">・家屋の基礎(残すことも可能) <p>制限:住家は3階建て以下、事業所は2階建て以下かつ高さ10m以下が対象</p> <ul style="list-style-type: none">・便槽、浄化槽・敷地内の倉庫、車庫、離れ	<ul style="list-style-type: none">・家屋の一部解体、リフォーム・家屋の基礎で制限を超えるもの、基礎杭・土間コンクリート(家屋内、犬走り除く)・地下埋設物、地下室・アスファルト舗装、砂利等の敷設物・ブロック塀、擁壁・ビニールハウス、仮設トイレ、物置・取付マス、汚水マス、庭木、庭石・撤去後の土地の整地・家屋内の残置物(所有者の自己負担で廃棄物処理業者と別途契約し処分) <p>※解体着手前に所有者が行うこと</p> <ul style="list-style-type: none">・電力、ガス、上下水道、電話、インターネットの解約等手続き・エアコンの取外し・便槽、浄化槽の清掃・家財等の搬出

4 申請から解体までの流れ



5 申請の受付

<p>■ 受付方法 窓口でお待たせすることがないように予約制とします。申請される方は必ず事前に予約してください。</p> <p>■ 受付期間 令和 6 年 4 月 8 日(月)から令和 6 年 7 月 31 日(水)まで (土日祝日除く) 受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00</p> <p>■ 受付場所及び問合せ先 糸魚川市大字須沢 2051-2 (清掃センターごみ処理施設 1 階 事務室) 糸魚川市 市民部 環境生活課 衛生施設係 電話 025-552-1511 (内線 2801・2802)</p>
--

※所有者自ら被災家屋等を解体・撤去した場合は、その費用を市の基準に基づき償還する制度(費用償還制度)もあります。詳細については、環境生活課 衛生施設係までお問い合わせください。

6 よくある問合せ

No.	問	答
(1)	被災家屋等の撤去の費用は、申請者の負担になるのか？	半壊以上の判定を受けた家屋等の撤去費用は、市が負担します。 ただし、電力・電話・ガス・水道等の切断等に伴う手続きは、所有者が行い、それに伴う費用は、申請者の負担となります。
(2)	家屋と一緒に敷地内にある物置やブロック塀、樹木等も撤去してもらえるのか？	倒壊のおそれ、あるいは工事の支障になる場合に限り撤去します。 撤去の対象範囲は、事前立会い(現地調査)で判断します。 ただし、ブロック塀等の基礎や樹木の根は撤去できません。
(3)	解体・撤去の日は指定できるのか？	他の撤去物件との調整が必要なため、申請者のご希望に沿えない場合があります。
(4)	撤去する前に家財等を搬出する必要があるのか？	必要な家財や貴重品等については、危険のない範囲で事前にご自身で搬出をお願いします。
(5)	郵送での申請は可能か？	郵送での申請は受け付けていません。

■必要書類 チェックリスト

個人が所有する場合	
<input type="checkbox"/>	1 申請書 ※被災家屋の所有者の実印押印
<input type="checkbox"/>	2 来庁者の身分証明書【原本】(写真付きのものは1種/写真なしのものは2種必要) → コピーして返却
<input type="checkbox"/>	3 来庁者の印 <input type="checkbox"/> 申請者本人が来庁する場合 → 実印 <input type="checkbox"/> 申請代理人が来庁する場合 → 認印 (申請書の申請者欄、署名欄と委任状には実印が必要)
<input type="checkbox"/>	4 被災家屋等の配置図
<input type="checkbox"/>	5 解体する建物の写真(被災家屋等の全景、その他の解体及び撤去に係る対象物が特定できるもの)
<input type="checkbox"/>	6 申請者の印鑑登録証明書【原本】(発行日から3ヶ月以内のもの)
<input type="checkbox"/>	7 罹災証明書【原本又は写し】 → 原本の場合、コピーして返却

<input type="checkbox"/> 8 登記事項(建物)全部事項証明書【原本】(発行日から3ヶ月以内のもの) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 未登記で課税の場合 → 家屋評価証明書 <input type="checkbox"/> 未登記で非課税の場合 → 登記事項(土地)全部事項証明書等
来庁者が代理人の場合
<input type="checkbox"/> 1 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する委任状
共有物件の場合
<input type="checkbox"/> 1 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(共有名義人・相続権者)
<input type="checkbox"/> 2 共有者全員の印鑑登録証明書【原本】(発行日から3ヶ月以内のもの)
隣地に立ち入らなければ解体工事ができない場合
<input type="checkbox"/> 1 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(隣接地権者等)
建物登記に抵当権等の権利が設定されている場合
<input type="checkbox"/> 1 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(被災家屋等に関して設定した権利) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 債務について支払いが終わっている場合 → 抵当権の解除証書でも可(コピーして返却)
<input type="checkbox"/> 2 関係権利者の印鑑登録証明書【原本】(発行日から3ヶ月以内のもの)
借家(アパート、貸家)等で、入居中の方がいる場合
<input type="checkbox"/> 1 被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(借家等の居住者)
所有権について差押え、仮差押え又は処分禁止の登記がある場合
<input type="checkbox"/> 1 債権者全員の同意書
家屋等の所有者が亡くなっていて、遺産分割協議書がある場合
<input type="checkbox"/> 1 所有者の死亡と相続人全員分の被相続人との続柄等関係や氏名が分かる戸籍謄本等【原本】
<input type="checkbox"/> 2 相続人全員の実印が押印された遺産分割協議書
<input type="checkbox"/> 3 相続人全員の印鑑登録証明書【原本】
家屋等の所有者が亡くなっていて、遺産分割協議書が作成されていない場合
<input type="checkbox"/> 1 所有者の死亡と相続人全員分の被相続人との続柄等関係や氏名が分かる戸籍謄本等【原本】
<input type="checkbox"/> 2 相続人全員の実印が押印された被災家屋等の解体、撤去及び処分に関する同意書(共有名義人・相続権者)
<input type="checkbox"/> 3 相続人全員の印鑑登録証明書【原本】(発行日から3ヶ月以内のもの)